

第 16 号の 21 様式記載要領

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする名古屋南部県税事務所長（高辻間税課）又は西三河県税事務所長（安城間税課）に免税軽油使用者証を提示して 1 通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄及び「※記号番号」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第 41 号様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼稼動日数、稼稼動時間等により明細に記載した計算書（第 41 号様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書）を必ず添付すること。
- 5 「免税証の受取り希望日・受取り希望事務所等」欄は、免税証の受取りを希望する日を記載し、免税証について、県税事務所（駐在室）での受取りを希望する場合はその県税事務所（駐在室）名を、郵送での受取りを希望する場合（封筒及び所定の郵便料金を申請者が負担すること。）は郵送希望を○で囲むこと。

なお、受取り希望日は、「所要数量計算期間」の初日（休日等の場合には、休日等の前日又は休日等の翌日）を記載すること。

免税証の受渡し県税事務所（駐在室）

区 分	県税事務所（駐在室）名	所 在 地
高辻間税課管轄区域 域内の方	名古屋南部県税事務所 高辻間税課	名古屋市昭和区円上町 26—15
	東尾張県税事務所	春日井市烏居松町 3—65
	西尾張県税事務所	一宮市新生 2—21—12
	知多県税事務所	半田市出口町 1—36
安城間税課管轄区 域内の方	西三河県税事務所 安城間税課	安城市横山町下毛賀知 93
	豊田加茂県税事務所	豊田市元城町 4—45
	東三河県税事務所	豊橋市八町通 5—4
	東三河県税事務所新城駐在室	新城市字石名号 20—1

○名古屋南部県税事務所高辻間税課（〒466-8501 名古屋市昭和区円上町 26—15）

<管轄区域>

名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡及び知多郡の区域

○西三河県税事務所安城間税課（〒446-8508 安城市横山町下毛賀知 93）

<管轄区域>

豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡及び北設楽郡の区域